

令和5年度 第1回公募

港湾整備事業予定地の使用許可申請者（最長5年）募集要項

【1 募集の趣旨】

大阪港湾局が所管する港湾整備事業予定地において、有効活用を図り、使用者から納付していただいた使用料を港湾施設等の維持管理費に充当することで、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。

応募される方は、この募集要項及び物件明細をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

【2 募集物件一覧】

物件番号	所在地 (住居表示)	地目	使用許可 対象面積 (㎡)	最低使用料 (円/年)	現場説明会 日時
1	岸和田市地蔵浜町11番1及び11番9の一部（岸和田市地蔵浜町）	雑種地	7,727.63	12,404,100	10月10日(火) 午後2時00分

○地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき使用許可を実施するものです。

【3 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ていない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から3年を経過したものを含む。）であること。

①大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公

正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部に提供しますので、予めご承知置きください。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 大阪府税（大阪府に事業所が無い場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪港湾局が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地について、使用料に係る徴収金をすべて完納していること。
- (9) 大阪港湾局が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地について、許可条件等の違反に係る改善命令等の文書を受けていない者であること及び直近 1 年間に許可条件等の違反による許可の取消（撤回）又は契約の解除を受けていない者であること。当該改善命令等のいずれについても当該文書に従い改善を行った者は応募可。
- (10) 【10 使用許可申請者の決定方法及び公表等】の（11）及び（12）の申込不可期間内にないこと。

【4 使用許可物件の募集条件】

(1) 用途の指定

- ①平面駐車場（コインパーキングを含む。）や資材置場等、平面利用を想定しております。
あくまでも平面利用を想定しておりますので、物件明細に特別な定めがない限り、プレハブ等の簡易構造物であっても設置することはできません。
- ②次のアからクまでのいずれかに該当する使用はできません。
 - ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音、埃や粉塵等を発する物件を保管し、又は設置すること。
 - イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること。
 - ウ. 悪臭・騒音・埃や粉塵・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。
 - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原則として営業時間を問わない。))を含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業(例：成人向けDVDショップ等)の用途に使用すること。
 - オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
 - カ. 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。
 - キ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。
 - ク. 第三者をしてアからキまでのいずれかの用途に使用させること。

(2) 使用許可の期間

- ①使用許可期間は、以下のとおりです。
 - ・物件番号1：令和6年3月1日(金)から令和6年3月31日(日)までとします。
- ②公用・公共用として使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、使用者の更新許可の求めに応じ、【4 使用許可物件の募集条件】により、使用許可日より5年を限度として引き続き毎年度更新許可を行います。
- ③使用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者も公募に参加することができます。ただし、既使用者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

(3) 使用料

- ① 使用料の額
 - ア. 大阪府が使用許可申請者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。
 - イ. 応募価格は、消費税の課税対象になりません。(非課税取引)

ただし、使用許可期間が1月に満たない場合は、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

ウ. 年度途中で使用開始となる場合は、年額使用料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。

エ. 応募価格は年額として百円単位としてください。

②使用料の支払い

使用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。

③使用料の還付

既納の使用料は、行政財産使用料条例の規定により還付しません。ただし、大阪府の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

④使用料の減免

使用許可期間中、使用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

(4) 使用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

①使用許可物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

②事業目的が第三者に対する賃貸借（賃貸駐車場等）の場合は、転貸とみなしません。

(5) 法令の遵守

①関係法令及び要綱等を遵守すること。なお、関係法令の調整等は使用者にて行ってください。

②車両出入口の工事等で、道路使用許可が必要となる場合は、あらかじめ所轄警察署と協議してください。

(6) 使用者の協力

①災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません。

②必要に応じ、当該使用許可の区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行ってください。

③自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置を目的として使用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じてください。

(7) 損害賠償保険の加入

駐車場運営等において、利用者、車両、道路構造物等に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入する等、必要な措置を講じてください。

【5 使用料の改定】

使用料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は使用者に報告を求めることがあります。

【7 原状回復処置】

使用許可期間の満了又は使用許可の取消し等になる時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、使用者の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

【8 応募申込手続】

(1) 申込み方法

①郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 令和5年10月17日（火）から令和5年10月23日（月）まで
【10月23日（月）必着のこと】

送り先 〒595-0055

大阪府泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港^ホートサービスセンター10階

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

②持参する場合

申込受付期間 令和5年10月17日（火）から令和5年10月23日（月）まで
【午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く）】

提出先 大阪府泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港^ホートサービスセンター10階

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課

(2) 応募に必要な書類(各1通)

① 応募申込書 ※押印欄には、印鑑登録している印鑑を押印してください。
② 印鑑証明書（複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー）（3ヵ月以内に発行されたもの）
③ 誓約書（2種類あります。） ※押印欄には、印鑑登録している印鑑を押印してください。 （複数の物件に応募する場合は、物件ごとに押印した書類が必要となります。）
④ 土地利用計画書（別紙様式1による。）※概要、計画図（工作物等を含む。）
⑤ 納税証明書類（下記のアとイの両方必要です。） （複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー）
ア. 大阪府税事務所（ただし、大阪府税の納入義務が無いものに限る、本店所在又は本人在住の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から1ヵ月以内のものに限る。））

なお、申込者住所と異なる住所の納税証明書については、申込者住所と納税証明書に住所記載している支店等との関係性が確認できる資料を添付すること。

（例：ホームページ上での申込者と支店等との関係を示す会社概要を抜粋した資料）

イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書〔国税〕

（証明書の種類は「その3」（個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可）（発行日から1ヵ月以内のものに限る。））

※1 応募に必要な書類①～⑤のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

※3 ⑤アの大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び⑤イの税務署（国税）の納税証明書については、法人個人を問わず発行されます。

納税証明書に関するお問合せについては、最寄りの大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び現在の住所地（納税地）を所轄する税務署（国税）にお問合せください。

（参考）

- ・大阪府ホームページ 納税証明書に関するお問合せ（府税事務所の場所等を含む）
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>)
- ・国税庁のホームページ 納税証明書の交付請求手続（所轄する税務署等を含む）
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

【9 現場説明の実施】

（1）説明会の参加方法

①【2 募集物件一覧】のとおり現地において現場説明を実施しますので、参加される方は、記載の日時までに現地に集合してください。

②事前連絡は不要です。

（2）説明会の所要時間

現場説明会は30分程度を予定しております。

（3）説明会の中止

①募集物件の所在市町村において、現場説明会開始2時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。また、地震等の災害により現場説明会を中止する場合があります。予めご了承ください。

②現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

③気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)

（4）その他

現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

【10 使用許可申請者の決定方法及び公表等】

（1）使用許可申請者の決定にあたっては、応募書類の審査を行い、必要な資格を満た

している者のうち、各募集物件の最低価格以上かつ最高の価格で応募申込を行った者に対して、申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、利用計画については、この時点で決定したわけではありません。使用許可申請の段階で許可権者の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、申請候補者が提示した事業計画等が関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。

- (2) 申請候補者が法人の場合は、申請候補者となった旨の通知文書に記載された期日までに、法人登記履歴事項全部証明書（1ヵ月以内に発行されたものに限る。）と、役員一覧表（別紙様式2による。）を、大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課に郵送又は持参により提出してください。
- (3) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第26条並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6条の規定に基づき、(2)により申請候補者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部に提供します。なお、申請候補者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載の個人情報を、同様に大阪府警察本部に提供します。また、上記の書類を提出いただけない場合は、申請候補者としての資格を取り消します。
- (4) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、申請候補者としての資格を取り消します。
- (5) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合、申請候補者を正式に使用許可申請者として決定します。
- (6) 選定結果については、決定された者に令和5年12月15日（金）付けで決定を通知するとともに、同日の午後2時頃に大阪府のホームページで公表する予定です。なお、ホームページでの公表はシステムの都合上予定時刻を多少前後する場合があります。
- (7) 選定結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で【14 問合せ先】(1) 公募に関する問合せ先までご連絡ください。ご連絡後、可能な範囲で選定結果の説明を行います。
- (8) 二者以上同額で最高価格の場合は、令和5年10月26日（木）午後2時に開催を予定しております申請候補者抽選会にて『くじ』で決定します。
くじは原則、同額の最高額を提示した応募者に参加頂きますのでご協力お願いします。
- (9) (1)により申請候補者となった者が、令和5年11月10日（金）までに辞退した場合は、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、令和5年11月10日（金）までに使用を辞退した者は、同一物件に再公募があった場合の申込はできません。
- (10) (1)により申請候補者となった法人が、当該通知文書記載の期限内に(2)による法人登記履歴事項全部証明書等の書類を提出しない場合は、辞退したとみなし、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。
- (11) (1)により申請候補者となった者が辞退期限の翌日から使用許可申請者として

決定されるまでの間に辞退した場合並びに（９）及び（１０）の通知文書を受けた者が使用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合は、大阪港湾局が実施する公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月１日から起算して一年間は不可とします。

- （１２）使用許可申請者として決定された者が申請を取りやめた場合は、大阪港湾局が実施する公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月１日から起算して一年間は、不可とします。

【１１ 使用許可手続】

- （１）使用許可申請者は、次の関係書類を添えて、大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課に行政財産使用許可申請を行ってください。

- ①行政財産使用許可申請書
- ②位置図
- ③現況平面図
- ④土地利用計画図
- ⑤現地写真
- ⑥委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑦その他（管理者が必要とする資料）

（２）使用許可申請期限

- ①使用許可の申請は、令和６年１月１９日（金）までに行ってください。
- ②特段の理由なく、使用許可に関する手続を行わない場合は、使用者の決定を取り消す場合があります。
- ③使用者（法人の場合は、監査役を含む全役員のいずれか）が、暴力団員又は暴力団密接関係者である等、【３ 応募資格要件】に抵触する者であることが判明した場合又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められる使用であることが判明した場合は、使用許可申請書の提出前にあっては使用者の決定取消しを、使用許可申請書を提出し受付した後には不許可処分を、使用許可後にあっては当該使用許可の取消処分を、それぞれ行います。

（３）使用廃止届

使用期間の満了等により、使用が終了する際は、使用廃止届を必ず提出してください。なお、使用期間満了に伴う再公募の結果、引き続き同じ使用者が使用される場合であっても、一旦使用廃止届を提出していただきますようお願いいたします。

【１２ 費用負担】

募集への参加及び使用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

【１３ その他】

今回の使用許可申請者募集により提出された応募申込書及び添付書類等に記載された個人情報につきましては、本募集事務以外の目的には使用しません。

【14 問合せ先】

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部総務運営課 施設運営担当

担当：大村、中川

TEL 0725-21-7217（直通）

メールアドレス kowan-shisetsuuneig@gbox.pref.osaka.lg.jp